

議案第5号

富津市立小学校設置条例及び富津市立中学校設置条例の一部を改正する条例
の制定について

富津市立小学校設置条例及び富津市立中学校設置条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成30年6月5日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

児童数及び生徒数の減少に伴い、一定規模を有する教育環境への改善を図る目的から、平成32年4月1日をもって、湊小学校、天神山小学校、竹岡小学校及び金谷小学校を統合して天羽小学校とし、大貫中学校及び佐貫中学校を統合して大佐和中学校とし、並びに天羽中学校及び天羽東中学校を統合して天羽中学校とするため、条例の一部を改正するものである。

富津市立小学校設置条例及び富津市立中学校設置条例の一部を改正する条例
(富津市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 富津市立小学校設置条例(昭和46年富津市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

富津市立湊小学校	富津市数馬581番地 1
富津市立天神山小学校	富津市花輪104番地
富津市立竹岡小学校	富津市竹岡757番地
富津市立金谷小学校	富津市金谷2254番地 3

」を

「

富津市立天羽小学校	富津市数馬581番地 1
-----------	--------------

」に

改める。

(富津市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 富津市立中学校設置条例(昭和46年富津市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

富津市立大貫中学校	富津市岩瀬619番地
富津市立佐貫中学校	富津市佐貫26番地
富津市立天羽中学校	富津市岩坂109番地
富津市立天羽東中学校	富津市上後395番地

」を

「

富津市立大佐和中学校	富津市岩瀬619番地
富津市立天羽中学校	富津市岩坂109番地

」に

改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。